

休業等により減収した方

※本書類は、□に✓をし、申請書等と一緒に送付してください。

住居確保給付金の申請に必要な書類

1. 様式：HPからダウンロードして、記入例を参考に、必要事項を記入・押印してください。

	提出書類	具体的な書類
1	<input type="checkbox"/> 受付申込票	・相談受付・申込票（だいJOBセンター）
2	<input type="checkbox"/> 申請書	・様式1-1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
3	<input type="checkbox"/> 同意書	・様式1-1A 住居確保給付金申請時確認書 ※裏面、「 求職番号の記載等 」の記載は当面の間「不要」です。
4	<input type="checkbox"/> 収入・資産関係書類	・収入・資産申告書
5	<input type="checkbox"/> 不動産業者等に依頼する書類	・様式2-2 入居住宅に関する状況通知書 ※すぐに準備できない場合は、先にその他の書類を送付してください。その場合は、後日送付の欄に✓を入れてください。 なお、すべての書類がそろってから審査を行いますので、必ず提出してください。 【後日送付 □】

2. 申請者ご自身で準備するもの

	提出書類	具体的な書類
1	<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し	<p><いずれか1点（現住所が確認できるもの）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面） ・パスポート ・マイナンバーカード ・健康保険証 ・住民票など <p>※マイナンバーカードや健康保険証を提出する場合は、<u>マイナンバーや被保険者記号・番号を見えないように塗りつぶしてください。</u> ※住民票を提出する場合はマイナンバーの記載がないもの</p>
2	<input type="checkbox"/> 就業機会減少が確認できる書類の写し	<p><就労日数や勤務時間の減少が確認できるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の休業が確認できるもの（HPの写し、休業に関する書類） ・シフト表 ・休業を命じる文書 ・イベント中止のチラシ ・請負契約等がキャンセルになったことがわかる書類 など <p>・上記のいずれも提出ができない場合は、「就業機会の減少に関する申立書」【HPからダウンロード可能】を提出してください。</p>
3	<input type="checkbox"/> 申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し	<p><申請月分のみ></p> <p>① 申請者および申請者と生計を同一にし、同居している者のうち、収入がある者について、収入を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細書 ・賃金明細書 ・報酬明細書 ・預貯金通帳の当該収入の振込の記載ページ ・帳簿などの収入と経費がわかる書類 など <p>② 公的給付を受けている場合は支給額を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や児童手当などの振込通知書 など <p>※すぐに準備できない場合は、先にその他の書類を送付してください。その場合は、後日送付の欄に✓を入れてください。 なお、すべての書類がそろってから審査を行いますので、必ず提出してください。 【後日送付 □】</p>

4	<input type="checkbox"/>	預貯金関係書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の通帳【郵送前に通帳記帳して、最新の残高を表示してください。】 ・ネットバンクは取引履歴を印刷したもの ・残高証明 <ul style="list-style-type: none"> ※ 通帳の表面とその裏(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人がわかるところ)、最新の残高を記帳した最終ページをコピーしてください。 ※ 新型コロナウイルス感染症に関する給付金(例:持続化給付金、特別定額給付金)や融資(例:緊急小口資金、総合支援資金)の振込がある場合は、そのページもコピーしてください。 ※ 所持しているすべての通帳が必要です。 ※ 同居の方もすべて必要です。 ※ 定期預貯金がある場合は、定期預貯金も必要です。
5	<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書	<p><現住所の賃貸借契約書></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間中の契約書 <ul style="list-style-type: none"> 貸主、借主、契約期間、入居人数、物件名、住所、月額賃料がわかるページと契約書の印が押されているページをコピーしてください。 ※ 契約更新をしていて、上記の事項が更新契約書に書かれていない場合は、更新契約書と最初の契約書の両方が必要です。

※この他に、受給要件の証明が必要な場合に、追加で提出をお願いする場合があります。

●ご自宅を店舗（事務所）兼用としている方へ

住居確保給付金を申請予定の住宅（ご自宅）に家賃支援給付金を申請している場合は、それを証明する書類を添付してください。

※家賃支援給付金（同居人が申請した場合含む）の対象とした家賃分については、住居確保給付金の対象にはなりません。

<収入「基準額」>

■申請する月の世帯の収入額により、家賃支給額を判断します。

【基準額】以上の収入がある場合は、【上限家賃額】が減額されます。

収入とは、給与、失業給付金、年金、児童手当、児童扶養手当、継続的な仕送りなどです。

給与や年金などについては、税金や保険料などを含む総支給額（通勤手当のみ除く）が収入として算定されます。

世帯員数	基準額	上限家賃額
1人	84,000円	53,700円
2人	130,000円	64,000円
3人	172,000円	69,800円
4人	214,000円	69,800円
5人	255,000円	69,800円
6人	297,000円	75,000円
7人	334,000円	83,800円
8人	370,000円	83,800円
9人	407,000円	83,800円
10人	443,000円	83,800円

<資産「基準額」>

■申請日の世帯の預貯金と現金の合計が次の額以下である。

世帯員数	新規・延長・再延長申請時	再々延長申請時
1人	504,000円以下	252,000円以下
2人	780,000円以下	390,000円以下
3人以上	1,000,000円以下	500,000円以下